

民生文教常任委員会

1 開 議 令和5年6月27日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第61号 こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 2 議案第62号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	滝	田	一	郎	出席
副委員長	大	塚	正	義	出席
委員	前	田	則	隆	出席
	大豆生田	春	美	出席	
	引	地	達	雄	出席

当 局	保 健 福 祉 部 長	益 子 敦 子	出席
	市 民 生 活 部 長	松 浦 正 男	出席
	保 育 課 長	清 水 春 雄	出席
	市 民 課 長	熊 田 明 美	出席

事 務 局	植 田 賢 司	出席
	土 屋 大 貴	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（滝田一郎） ただいまの出席委員は5名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、市民生活部長、保育課長、市民課長であります。

◎議案第61号 こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第61号 こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（益子敦子） 保健福祉部長の益子でございます。また、本日同席しておりますのは、清水保育課長でございます。よろしくお願いいたします。

議案第61号 こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところではありますが、本日は担当の清水保育課長より改めてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 保育課長。

○保育課長（清水春雄） 保育課長の清水です。よろしくお願いいたします。

私からは議案第61号 こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

218ページの議案書補助資料を御覧ください。本条例は、こども家庭庁を設置するこども家庭庁設置法と、その施行に伴い必要となる関係法令の改正を行うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法及び学校教育法が改正されました。本市においては4つの条例の一部を改正する必要がありますので、条例の関係部分を一括改正するため、本条例を制定するものであります。

制定する条例につきましては、215ページから217ページのとおりとなっております。第1条は、大田原市子ども・子育て会議条例の一部改正、第2条は、大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、第3条は、大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、第4条は、大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正の全4条で構成しております。

条例制定文第1条、大田原市子ども・子育て会議条例の一部改正につきまして、219ページの新旧対照表によりご説明をいたします。本条例は、子ども・子育て支援法の規定による合議制の機関として市が設置するものです。

一部改正の趣旨ですが、同法第72条から第76条が削除されることにより、子ども・子育て会議について定める第77条が5条繰り上がり、第72条となるため、条ずれを改正するため、本則の第1条及び第2条を第72条第1項に改めるとともに、現行例規の表記に訂正するものであります。

条例制定文第2条、大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、220ページから222ページの新旧対照表によりご説明をいたします。

本条例は、主に市内の小規模保育施設の運営等に係る定員、設備及び運営に関し必要な事項を定めた条例であります。

一部改正の趣旨ですが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、こども家庭庁が内閣総理大臣を長とする内閣府の外局として設置されるため、本則第22条において主務大臣を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めるとともに、現行例規の表記に合わせ訂正、削除をするものであります。

条例制定文第3条、大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、223ページから236ページの新旧対照表によりご説明をいたします。

本条例は、市内の保育所、認定こども園の運営に関する基準を定めたものです。

一部改正の趣旨ですが、子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削除され、同条は1項のみとなることから、本則第4条第2項以降の同規定を掲げる条文の項ずれを改めるものであります。

227ページを御覧ください。学校教育法の幼稚園教育要領の制定根拠である第25条に第2項及び第3項が新設されるため、本則第15条第1項第3号の規定を第25条第1項に改め、同条同項第4号の主務大臣を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めます。

続きまして、232ページを御覧ください。本則の第44条につきましては、先ほどと同じく主務大臣を改めるものであります。その他、現行例規の表記に改め、文言の訂正、追加及び削除をするものであります。

条例制定文第4条、大田原市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正につきまして、237ページの新旧対照表によりご説明をいたします。

本条例は、教育・保育給付に係る利用者負担額等について、必要な事項を定めたものです。先ほどの条例の一部改正と同じ趣旨ですが、子ども・子育て支援法中、第19条第2項が削除されるため、関連する附則第2項の一部を改正し、現行例規の表記に改め、追加をするものであります。

資料の217ページにお戻りください。附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものといたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明は終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 意見はないようでありますので、意見は終わります。

それでは、採決いたします。

議案第61号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 ども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

(保健福祉部長・保育課長退席)

◎議案第62号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(滝田一郎) 次に、日程第2、議案第62号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(松浦正男) 市民生活部長の松浦です。よろしく願いいたします。また、本日説明のために市民課長の熊田が同席しておりますので、改めてよろしく願いいたします。

それでは、議案第62号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところでありますが、本日は担当の熊田市民課長より改めてご説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長(滝田一郎) 市民課長。

○市民課長(熊田明美) 市民課長の熊田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料238ページをお開きください。私からは議案第62号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

240ページをお開きください。議案書補助資料を御覧ください。改正の趣旨といたしましては、印鑑の登録に必要な印鑑登録原票の記載事項から性別の表記を削るため、関係部分を改正するものでございます。

改正文につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、242ページを御覧ください。第5条第2項第4号、男女の別を削ります。それに伴いまして、第5号から第8号がそれぞれ1号繰り上がります。そのほかの箇所につきましては、今回の改正に合わせ、条文中の文言を現行例規の表現に合わせ改めるものでございます。

239ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年8月1日から施行するとしております。

今回の条例改正に合わせまして、申請書等の様式を定めます大田原市印鑑条例施行規則につきましても改正しております。市民課及び支所窓口での印鑑登録証明書交付には、システム改修は必要ございませんが、コンビニ交付におきましては、今回の改正を反映させるためのシステム改修が必要となります。改修に当たりましては、費用も必要となりますことから、今議会のほうに補正として計上させていただいて、21日にご議決いただいたところでございます。今後、情報政策課のほうにおいて事務を進めていくこととなります。これらの日数を勘案しての施行期日としております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第62号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案と可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（滝田一郎） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前10時13分 散会